

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書 (売上料に係る貸付料方式)

1 公募対象

(1) 教育財産への自動販売機の設置者

対象となる自動販売機は、次のとおり。

物件番号 1 及び 2

※1 物件番号 1 及び 2 について、1 台ずつセットで募集する。

※2 物件番号 1 及び 2 とも 3 台ずつ設置する。

(2) 貸付場所、台数、貸付面積、基準貸付料（定額）及び販売品目

物件番号	貸付場所（台数）		
1	板野郡板野町川端字関ノ本 4 7 板野高等学校 北館南側自転車置場 （3 台）		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	本体：W150cm×D100cm×H190cm (1.5 平方メートル)	年額 7,054 円	飲料（缶・ペットボトル・ 瓶・紙パックによる販売に 限る）
	そ の 他		
大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えている（停電時においても使用可能である）こと。 災害対応型であることを表示していること。			

物件番号	貸付場所（台数）		
2	板野郡板野町川端字関ノ本 4 7 板野高等学校 体育館横 （3 台）		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	本体：W120cm×D100cm×H200cm (1.2 平方メートル)	年額 10,847 円	飲料（缶・ペットボトル・ 瓶・紙パックによる販売に 限る）
	そ の 他		

※1 「貸付面積」は、本体設置面積とする。なお、高さは参考表示である。

※2 「基準貸付料（定額）」には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない。また、「年額」とは、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間の貸付料をいう。1 年に満たない期間については、1 年を 365 日とする日割計算により期間中の貸付料を求める。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず応募前に設置場所の確認をしておくこと。

なお、徳島県立板野高等学校（088-672-1101）まで事前に連絡のうえ確認を行うこと。

2 貸付期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで（更新はできない。）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及び電力

- ① それぞれの自動販売機の大きさは、「**貸付面積**」以内とする。
- ② 電力は1, 500ワット以下、電流は15アンペア以下に限る。

(2) 災害対応（**物件番号1**が対象）

- ① 大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。
- ② ①の場合、停電時においても使用可能であること。
- ③ 災害対応型であることを表示していること。

(3) 環境対策

- ① 消費電力の低減に資するための最新技術等を導入した機種とする。
- ② HC（炭化水素）、又は、CO₂（二酸化炭素）、もしくは、HFO（1234yf）を冷媒として採用している機種に限る。

(4) 安全対策等

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準（2008年4月日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会）」を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(5) 使用済み容器の回収

- ① 設置者間で協議のうえ、徳島県立板野高等学校に設置してある使用済み容器収集場から、責任を持って容器を回収すること。
現在、徳島県立板野高等学校では、設置者間で月別に当番を決めて、使用済み容器収集場から回収する当番制を実施している。
- ② 使用済み容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4 販売商品の種類等

物件番号1及び2

- ① 酒類を除く飲料とする。また、缶・ペットボトル・瓶・紙パックによる販売に限る。
- ② 標準販売価格以下とする。
- ③ 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、乳飲料等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

5 貸付料

- (1) 「**基準貸付料（定額）**」に消費税等相当額を加えた金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。

- (2) 貸付料は、徳島県立板野高等学校が発行する納入通知書により、年度毎に徳島県立板野高等学校の指定する期日までに全額納入すること。貸付期間が1年に満たない端数があるときは1年を365日とする日割りをもって計算する。

6 売上料に係る貸付料

- (1) 「**売上料に係る貸付料率**」(落札に係るもの)に、売上報告金額(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上金額合計から消費税等相当額を除く額)を乗じた額に消費税等相当額を加えた金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。
- (2) 「**売上料に係る貸付料**」は、徳島県立板野高等学校が発行する納入通知書により、四半期毎に徳島県立板野高等学校の指定する期日までに全額納入すること。

7 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置(電気、配線等)維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

工事を必要とする場合には、徳島県立板野高等学校の指示に従うものとする。

(2) 電気料等

① 設置者自らが設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る)により計測した電気使用量等に基づき、徳島県の「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いについて」の規定を準用して計算した額を設置者が負担する。

② 徳島県立板野高等学校が発行する納入通知書により、指定期日までに全額納入すること。

- (3) 電気使用量等を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては徳島県立板野高等学校の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して徳島県立板野高等学校の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

徳島県立板野高等学校の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 徳島県立板野高等学校の責に帰することが明らかな場合を除き、徳島県立板野高等学校はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 参考データ

- (1) 平成5年4月から令和7年3月までの売上金額(別紙飲料自動販売機売上金額参照)
- (2) 徳島県立板野高等学校の職員及び生徒数は約440人。